

# 大規模の修繕等が行われたマンションに係る 固定資産税減額申告書

令和〇年〇月〇〇日

(あて先)山形市長

申告者 (納税義務者)	住所	山形市旅籠町二丁目3-25-1001
	氏名	山形太郎 (法人の場合は名称及び代表者名)
	電話番号	(023) 641 1212
	(番号) ※	

地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額に必要な事項について、山形市市税条例附則第11条の9の規定により、下記のとおり申告します。

記

法人の場合は、  
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

## 1 マンション全体に関する事項

所在地	山形市 旅籠町二丁目1045-1	建物の名称 (マンション名)	〇〇マンション
建築年月日	平成〇〇年〇月〇日	登記年月日	平成〇〇年〇月〇日
区分	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく、 <input checked="" type="checkbox"/> 管理計画認定マンション <input type="checkbox"/> 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション (いずれかに☑を記入して下さい。)		

## 2 マンションの専有部分に関する事項

家屋番号	1045-1-1001	部屋番号	1001	用途 (種類)	居宅
床面積	123.45 m <sup>2</sup>	左記床面積のうち、 居住部分の床面積	123.45 m <sup>2</sup>		

## 3 地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する大規模修繕工事に関する事項

工事完了年月日	令和〇年〇月〇〇日
---------	-----------

## 4 工事完了日から3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由 (※該当する場合のみ記入してください。)

--

【添付書類】 (※①～③の各証明書の書式は、国土交通省のホームページからダウンロードしてください。)

### ● 管理計画認定マンションの場合

- 建築士又は住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行する、『大規模の修繕等証明書』(写しも可)
- 建築士又はマンション管理士のいずれかが発行する、『過去工事証明書』(写しも可)
- 建築士又はマンション管理士のいずれかが発行する、『修繕積立金引上証明書』(写しも可)
- 山形市が発行する、管理計画の認定通知書の写し
- 総戸数が10戸以上のマンションであることがわかる書類(平面図、管理規約等)の写し

### ● 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合

- 建築士又は住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行する、『大規模の修繕等証明書』(写しも可)
- 建築士又はマンション管理士のいずれかが発行する、『過去工事証明書』(写しも可)
- 山形市が発行する、『助言・指導内容実施等証明書』(写しも可)
- 総戸数が10戸以上のマンションであることがわかる書類(平面図、管理規約等)の写し

★下記処理欄は記入不要です。

受付印	処理日	処理印	備考